理事長専決及び業務執行理事の執行業務に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人尚仁福祉会(以下「法人」という。)定款第24条に定める、理事長専決事項の範囲及び内容並びに定款第17条第2項の規定に基づく副理事長(業務執行理事)の執行業務について必要な事項を定めることを目的とする。

(理事長専決事項)

第2条 同定款に定める理事長が専決できる日常の業務として理事会が定めるものは、次の業務とする。ただし、当該業務について、理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において決定する。

- 1 施設長等の任免その他重要な人事を除く職員の任免
- 2 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- 3 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、 その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大 な影響があるものを除く。
- 4 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- 5 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの
 - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - イ 施設設備の保守管理、物品の修理等
 - ウ 緊急を要する物品の購入等
- 6 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分
- 7 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えない と認められる物品の売却又は廃棄。ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産 を除く。
- 8 予算上の予備費の支出
- 9 寄付金の受入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(業務執行理事の執行業務)

第3条 定款に定める副理事長(業務執行理事)の執行業務として、理事会が定めるものは次のとおりとする。

- 1 毎年度の予算案及び事業計画案の作成に関すること
- 2 予算執行状況の管理監督に関する業務
- 3 法人の各事業所施設長及び管理者等の業務執行状況の管理監督に関する業務
- 4 法人本部及び法人に属する各事業所の事務執行の管理監督に関する業務

- 5 前条第5項のうち1件が10万円未満の支出
- 6 前条第2項のうち法人本部所属職員の労務管理に関する業務
- 7 入所者・利用者の日常の処遇に関する指導監督
- 8 入所者の預り金の日常の管理に関する業務

(改 廃)

第4条 この規程を改定、または廃止する場合には、理事会の決議を得なければならない。

(附 則)

この規定は平成29年4月1日から施行する。